

会議要録

会議名	令和7年度第1回和光市防災会議		
日時	令和7年7月18日 13時30分～14時50分		
場所	和光市役所 502会議室		
出席者	委員	会長 和光市長 委員 さいたま労働基準監督署長(代理:副署長) 荒川上流河川事務所長 埼玉県南西部地域振興センター所長 埼玉県さいたま農林振興センター所長 朝霞警察署警備課長 和光市企画部長 和光市総務部長 和光市市民環境部長 和光市福祉部長 和光市健康部長 和光市子どもあんしん部長 和光市都市整備部長(代理:次長) 和光市危機管理監 和光市上下水道部長 和光市議会事務局長 和光市子どもあんしん部ネウボラ課課長補佐 和光市健康部長寿あんしん課主任 和光市教育委員会教育長 埼玉県南西部消防局 消防局長 NTT 東日本(株)埼玉事業部埼玉南支店副支店長 (代理:支店長代理) 東武鉄道(株)和光市駅長 東京電力パワーグリッド(株)志木支社長 東京ガス(株)埼玉支社副支社長 日本通運(株)埼玉支店 新座オペレーションセンター課長 和光市民生委員児童委員協議会副会長	柴崎 光子 西澤 成利 萩原 健介 鈴木 淳子 平井 敏一 小野寺 裕 加山 卓司 松戸 克彦 渡辺 正成 長坂 裕一 櫻井 崇 平川 京子 渡邊 宗臣 中川 宏樹 高橋 琢磨 亀井 義和 杉浦 由美子 塩川 恵理 石川 毅 大野 政春 高橋 功貴 中野目 浩伸 金田 麻子 真中 一実 芳賀 章浩 山崎 すみ子
	事務局	危機管理室 室長 庄 克典 主幹 阿部 剛 統括主査 安藤 良太 主事 長谷 孝輝	
議題	和光市地域防災計画(各編)改定方針について		
公開・非公開の別	公開		
非公開理由	—		

傍聴人の数	3名
配布資料名	<p>〈当日配布資料〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・委員名簿 ・配席表 ・資料1 令和7年度第1回和光市防災会議 ・資料2 (埼玉県作成)埼玉県地域防災計画の令和7年5月修正概要 (内閣府作成)災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要
会 議 内 容	
事務局	<p>この会議は、和光市防災会議条例第3条第3項の規定により、会長である市長が議長となります。それでは市長、開会をお願いします。</p>
会長	<p>(代理出席の承認について)</p> <p>開会に先立ちましてご報告申し上げます。昨年度開催した防災会議では、会議への代理出席を認めておりませんでした。これは会議運営に関する詳細の定めがないことに加え、会議成立のための定足数要件がないことによるものです。しかし、今年度は計画の各論を改定するため幅広く議論し、できるだけ多くの方にご意見を求める必要があると判断し、今年度の会議から代理者の出席を認めることとしましたのでご報告いたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>それでは開会に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。昨年度は2回にわたり防災会議を開催し、委員各位のご協力のおかげをもちまして、地域防災に関する「顔の見える関係」を築くことができましたことに感謝申し上げます。</p> <p>総則編の改定に続き、今年度は計画の各編について全面的な見直しを行ってまいりたいと考えております。</p> <p>各編の見直しは範囲も広く分量も多いので、委員の皆様にはご負担をおかけすることになりますが、総則編に掲げた基本方針を踏まえ、議論を深めてまいりたいと存じますので、委員の皆様におかれましては忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>(開会～傍聴人への連絡)</p> <p>それでは、ただいまから令和7年度第1回防災会議を開会します。</p> <p>傍聴人に申し上げます。配布しております資料につきましては、未確定の情報となりますので、会議終了後に回収させていただきますので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(出席委員自己紹介)</p> <p>本日は今年度初めての会議です。新たな委嘱・任命により委員の構成が変わっておりますので、委員の皆さんに自己紹介をお願いします。</p>
委員	〈出席委員自己紹介〉

<p>会長</p>	<p>(会議時間について)</p> <p>議事に入る前に、会議の時間についてお諮りします。</p> <p>皆様お忙しい中ご出席いただいておりますので、会議終了時間の目安を設けたいと存じます。</p> <p>会議の終了時刻を15時30までとすることにご異議ありませんか？</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認めますので、目安とした時刻に会議を終了することができるようご協力をお願いいたします。</p> <p>(議題について)</p> <p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>本日予定している議題は、「和光市地域防災計画(各編)の改定方針について」の1件ですが、内容につきましては次第にお示ししているとおり「計画改定の作業方針」、「災害対策本部の組織再編成」、「令和7年度改定スケジュール(案)」の3点についてお諮りし、それぞれにご承認をいただきたいと存じますのでよろしくお願い致します。</p> <p>はじめに「計画改定の方針」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(説明の概要)</p> <p>1 構成の変更(資料1:スライド 4~5)</p> <p>現行計画の「Ⅲ震災対策編」では、取組の中分類に当たる「節」の中に「予防・事前対策」と「応急対策」が混在しているため、これを整理します。</p> <p>具体的には「章」を「震災予防計画」と「震災応急対策計画」に分割整理します。</p> <p>2 記載事項の整理(スライド 6~15)</p> <p>(1) 地域防災計画は施策の方針や指針となるべき事項を記載するものですが、現行計画の記載事項は、方針等と運用に関する詳細な記載が混在しているため、全体の文章量を約 50%削減することを目標に記載の整理(刈り込み)を行います。</p> <p>これは防災会議における計画改定の議論に向け、論点に効率的にアプローチするための取組であり、記載事項の整理は削除だけではなく必要な補記・追記を行いますので、「文章量約 50%削減」に満たない場合がありますが、これは「目標」であり「目的」ではないことをご理解ください。</p> <p>(2) 記載事項を整理する際には、項目や作業担当者によるバラツキが生じないように次の基準を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 書くべき内容と書かれている内容の不整合 ② 詳細な手続・手順や一覧表(機関・場所・品目等) ③ 法令等において定められている事項 ④ 国・県等の計画・ガイドラインの内容(抜粋を含む)

⑤ 和光市が主体でない取組(市の権限が及ばない事項)

3 論点抽出の例(スライド 17~23)

- (1) 限られた時間の中で、会議において計画の内容を精査して論点を抽出することは現実的ではないため、記載事項を整理する作業の中で議論が必要な事項を抽出してお示します。ただし、法令や関係計画の変更等による修正など、当然に修正すべき事項について議論の余地はありませんので論点にはなりません。
- (2) 計画各編の見直しでは、昨年改定した総則編に示された「基本方針」に沿って記載(取組)の内容を見直します。会議では「論点の例」ではなく、「抽出方法の例」を示しています。
- (3) 地域防災計画では、災害対応の「あるべき姿・目指すべき姿」が示されるべきであるが、記載(取組)が不十分であったり、存在しないことが阻害要因となって問題を生じさせているという状況を改善・解消するための方策を議論するために「論点」を定める必要があります。今回「論点を抽出する方法の例」として示したのは次の2点です。

【例①】一定規模の災害が発生したときは朝霞地区医師会和光支部所属の医師が自動参集して応急医療救護所を開設する体制を構築するべきではないか

【例②】災害医療拠点病院付近に緊急医療救護所を設置するべきではないか

これらの他にも「インフラ」、「避難所」、「要配慮者対応」など、論点を抽出すべき分野がありますが、同じような方法で論点を抽出することになります。

このような方法で論点を抽出した場合、その項目数は多くても5項目程度になるものと思われます。

会長

事務局からの説明が終わりました。

この方法により改定を進めることについてご意見や確認事項等がありましたらご発言いただきたいと存じます。

いかがでしょうか？

渡辺委員

市民環境部長の渡辺です。

改定の方向性についてある程度理解させていただきました。確認ですが、こちらの地域防災計画が災害対策基本法に基づいて改定されるものだと認識しております。その上で、例えば県の計画との整合性とかも確保する必要があるのかなと思っております。今回のこの刈り込みの部分については、それが法の趣旨ですとか県の計画に即した形の中で整理していくという考え方でよろしいでしょうか。

事務局

先ほど、県の計画との整合を取るという点を説明しましたが、これも最後に説明させていただきますけど、災害対策基本法等も今年に入って改正されておりますので、その趣旨も全部含めた形で今年度実施する見直しの作業において網羅していく

<p>会長</p>	<p>という考えです。</p> <p>ほかにありませんか。</p>
<p>平川委員</p>	<p>子どもあんしん部長の平川です。</p> <p>令和7年5月14日付けで、こども家庭庁から「災害時のこどもの居場所づくりの手引き」が発出されております。また、令和5年の12月に閣議決定されております「こどもの居場所づくりに関する指針」において、こどもの権利保護の観点から、こどもの居場所作りの重要性が示されており、こどもの居場所をつくるのがその後の心の回復にもつながるとい点が指摘されているわけですが、お示された資料を見ると県の資料にはまだ書かれてはいないようですが、そういった視点についても計画に記載して展開していただければありがたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>今ご指摘いただいた点も含めて、例えば「こども子育て」の分野だけに限らず、災害対策基本法と関連する法律も一緒に改正されておりますので、計画に反映させる必要があると思われる部分については適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>ただ、今回の会議では作業方針についてご承認をいただくことになっておりますので、見直し作業の詳細については、今後検討させていただき、必要に応じて庁内担当課とのヒアリング等を経ながら作業を進めてまいります。</p>
<p>会長</p>	<p>作業等の流れは後で事務局から説明しますが、会議のスケジュール案ということで最後から2番目のページに入っています。今日防災会議を行いまして、今後どういった形で進めていくかということで大まかに3月までのスケジュールをお出ししています。今日お示した資料はボリュームがありますので、今日の2時間の会議の中では網羅できない可能もあるかと思っておりますので、今会議終了後にご質問を思い出したりされた場合は、後日に書面やメール等で受け付けますので、今日の説明の中で気づいた点等がありましたらお願いします。</p> <p>他にご質問等がありますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>〈発言なし〉</p>
<p>会長</p>	<p>今回お諮りするの、この作業方法と基本方針に則って、計画の膨大な記載事項を減らしていったりですか、論点の抽出ですね、計画自体が随分古いものになっているので、今の状況に合った内容にするように論点を抜き出すという作業を事務局の方で進めて、また皆様のご意見をいただこうと思います。</p> <p>作業方針について、今事務局から説明があったとおりに進めるということよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>〈異議なし〉</p>

<p>会長</p>	<p>ご異議なしということで、これを改定作業の方針とさせていただきます。 次に進みます。 続いて、災害対策本部の組織再編成について議論を進めたいと存じます。 事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>現行の制度、現行の災害対策本部の構成に見直しをかけて、より良いものにしていくことを目的に、ICS(Incident Command System/インシデント・コマンド・システム)、これは「緊急時総合調整システム」と訳されますが、「標準化された現場対応方式」である ICS を用いて災害対策本部の体制を見直していきたいと考えております。</p> <p>(配布資料:スライド 25)</p> <p>現行計画に関して言いますと、皆さん既に計画書でご覧いただいていると思いますが、平時の行政組織と同じように「ライン型」の組織になっていて、それぞれの「部」にそれぞれの「任務」が充てられています。</p> <p>この組織形態の問題点としては、平時の組織と災害時の組織の区別がつきにくいといった点が挙げられます。現在の災害対策本部組織は、今ある組織に対して仕事を充てる方式、つまり「組織あるいは人に仕事を充てる」という体制になっています。これについては様々な問題とデメリットがあります。</p> <p>(スライド 26)</p> <p>ここで現行組織の主な問題点と、なぜ ICS の導入が必要なのかといったところを説明します。</p> <p>現在は先ほど申し上げたようにライン型の組織になっているものの、平時における組織の事務分掌と混同されやすい状態になっています。そのため庁内では計画中に示された任務分担が不明確だという指摘があります。</p> <p>その何が問題かという、庁内において災害時に必要とされる任務と対応についての認識が、平時の組織をベースに考えられているという点です。現在の体制では平時の組織に災害対応業務を割り振る、つまり人に仕事を充てるような形にならざるを得ないということです。そのため、災害対応の任務に疑問が持たれやすいというデメリットが生じます。</p> <p>そうなってくると、どうしても「業務の抜け落ち」であるとか、それから組織内、部署間のいわゆる「割りモメ」、これは行政独特の言葉だと思いますが、割りモメの原因になったり、マンパワーの偏りに繋がったりするということです。</p> <p>(資料2)</p> <p>本日別添の資料 2 としてお配りしていますが、埼玉県の地域防災計画が今年の5月に改定されていて、その中の「主な修正事項」として、昨年の能登半島地震を踏まえた修正、つまりニーズの多様化等に対応するための修正がなされています。</p> <p>例えば、この中の(1)の②を見ますと、「避難所外避難者対策の強化」であるとか、④の「受水槽の活用による生活用水の確保」、さらに(2)の「ジェンダー視点を踏まえた避難所の開設・運営」などが、ニーズの変化や量の変化に伴う改定ということ</p>

になります。

これらへの対応を考えると、例えば「避難所外避難」についていえば、現行組織では「避難所の外で避難してる人の対応をどうするか？」といった時に、避難所を担当する部署や班は「私たちは避難所の対応が任務だから、避難所の外のことは対応できない」という話になりかねません。

また、「受水槽の活用による生活用水の確保」では、避難所等の生活用水確保が目的となっていますが、現行組織では「私有地内の受水槽」を所管する部署はありませんので、通常公共インフラを整備している部署に任務を充てようとする「私有地の受水槽に関しては所管外」となり、この対応が抜け落ちる可能性があるわけです。

さらに避難所に関して「ジェンダーの視点」となると、避難所を担当する班は「ジェンダーは所管が違う」ということになるのではないかと考えたことが問題として想定されます。

このように、結局どこも引き取り手がない業務が発生してしまうと「業務の抜け落ち」が起きるし、「これはウチじゃない」、「そっちでしょう」というような割りモメ、さらにはマンパワーの偏りにも繋がってしまいます。

これらを解消するための手法として、ICSの「仕事に人を当てる」というような形に組織を変えていく必要があるのではないかと考え、これが改革のスタートラインとなります。

(配布資料1:スライド 27)

参考までに現在の組織の状態というものを少し見ていきます。

こちらの図は、四角の中の組織名が平時の組織で、緑のリボンで表現しているのが災害時の組織です。

先ほど来ご説明申し上げてる通り、結構似たような形になっているので、どうしても災害時で混乱している場合には通常時の組織の業務の方に(意識が)引っ張られてしまうというようなことがあったりしますので、そういったことがあると、業務が抜け落ちてしまったり、割りモメが起こったり、マンパワーの偏りが生じてしまいます。

この計画も長期間改定されてこなかった関係もあって、この計画が策定された当時に存在しなかった課等があり、そこが現行組織のどこにも当たってないという状況もあります。これもマンパワーの偏りの要因となります。

(スライド 28)

今度は組織だけでなく、災害対応のフェーズ別に見ていきます。

災害が発生してからの状況別に見ると、災害フェーズは発災直後の超急性期から3日が経過するまでの急性期、そして亜急性期を経て平穩期へと移行するのですが、それぞれのフェーズにおいて必要とされるマンパワーの数とか種類というのは全然違ってきます。そのため、これまでの組織体制のように職員を固定配置してしまうと、災害対応の局面ごとにどうしてもロスが生じてしまうということがデメリットとして考えられます。

(スライド 29)

そこで ICS の概念を用いて、「現行組織の不都合を解消しながら整理していくことができないか」ということに考えが至るわけです。

「ICS とは何か？」というと、どのような危機にも対応できる標準化された現場対応方式であり、「標準化されたシステム」ということができます。

アメリカには連邦危機管理庁、FEMA(フィーマ)と呼ばれるところがあります。埼玉県でも「埼玉版 FEMA」を掲げて組織作りや訓練を進めていますが、これらの現場でのオペレーションの中では ICS の概念が用いられているということです。

ICS では危機対応に必要な役割が定められており、役割ごとに色も決まっています。

スタッフの補佐を得て現場対応に当たるラインの指揮調整を行う「指揮統制」と、指揮者を補佐してスタッフ業務を行う「対策立案」、「広報支援」及び「総務」といったスタッフ部門、それから指揮者の指令により現場対応を行うライン部門の「事態対処」という、5 つの機能と役割で構成しています。

和光市では災害対応訓練等で使用するビブスは ICS の機能を意識して同じ色分けで用意していますが、まだ組織はそうなっていません。

(スライド 30)

ICS の概念をもう少し具体的に分かりやすく表現したいと考えまして、このようなイメージを作ってみました。

例えば、机の上に災害対応に必要な仕事載っていて、そこに座った人がその机の上の仕事をしていくという考え方です。

従来の災害対応は、「あなたにはこの仕事」というように人に対して仕事を配るようなイメージです。このようにした場合、誰にも渡すことができない仕事が発生したり、仕事を充てられた人が「これはウチの仕事ではない」といつて揉めてしまうケースも生じます。先ほど説明した「業務の抜け落ち」や「割りモメ」です。

ICS の基本的な考え方は、「仕事載った机」だけが決められてて、誰がどこに席に座るかは決まっていません。とはいうものの、災害時に通常業務とあまりにかけ離れた仕事に対応するというのは現実的ではありません。例えば、通常は会計や経理等の事務をやっている人が、いきなり土木のことや道路のことに対応するというのは難しいです。

あるいは、技術部門の仕事をしている人が、福祉部門の仕事をするということも現実にはなかなか考えられません。

こうしたことも勘案しながら、組織の規模ですとか特性、そういったものに応じた「和光版 ICS」として導入していく必要があります。

ICS は標準化された方式ですので、和光版とはいえ大きく枠組みを変えられませんが、ある程度は和光市の実態にあった形で導入していくことが必要ではないかということが検討課題となります。

(スライド 31)

参考として先行自治体の例として川口市の例をご紹介します。

ICS については、防災科学研究所(注:防災に関する科学技術の研究を行う文部科学省所管の国立研究開発法人)でも導入を推奨していますが、私共が確認できる

範囲では、今のところまだ川口市しかこの制度を取り入れていません。

地域防災計画の中で「ICSによる組織を目指していきます」という趣旨の記載をしている自治体はいくつかありますが、具体的な組織の形として地域防災計画に落とし込んでるのは川口市だけのようです。

詳細はこの後説明しますが、標準化された方式を少しアレンジして川口市版ICSとしているのがこの図です。

(スライド 32)

川口市のICSによる災害対策本部はこのような形になっています。

これは、川口市の事例を紹介するもので、和光市でもこの通りにするというわけではありません。

「指揮統制」があり、スタッフ部門として「対策立案」、「後方支援」及び「総務」があり、これら以外が「事態対処」というライン部門で、現場や市民に一番近いところで活躍していくことになります。

現場対応をするライン部門の人たちがきちんと仕事ができるように、スタッフ部門の方々が組織内で情報を提供したりライン部門の活動を支援したり、あるいは災害対策本部で指揮官たる市長の判断に資する情報を上げていくということがスタッフ部門の役割になりますので、ライン部門だけではなくスタッフ部門の役割が非常に重要になります。

(スライド 33)

川口市の例を詳しく見ていきます。

「指揮統制」は、スタッフの補佐を受けて現場体制の指揮、調整を行います。

ICS における指揮統制の役割の中には、「広報」、「連絡調整」、「議会(連絡調整)」があって、それに対して「班」を充てて、その業務に該当する部署、ふさわしい部署を充てていく形となっています。

川口市と和光市では組織の体制も違いますし、部署の名前も違うので、ここでの表示は「秘書や広報を担当している課」というような意味に捉えてください。

同じように「総務」も、ICS による役割では、人事を担当するところ、義援金や経費を担当するところがあり、それぞれに対応する班が作られ、平時にその業務に一番近い業務を所管する部署が充てられているというイメージです。

(スライド 34)

次は「対策立案」です。

対策立案もスタッフ部門ですから、指揮者を補佐してスタッフ業務を行いますが、対策立案の中には ICS の役割として「事前対策」と「状況分析」、があり、事前対策にはさらに「情報」と「作戦」に分かれていて、それぞれに班が充てられています。

情報収集整理班には「経営企画を担当する課」や「総務を担当する課」が、戦略立案班には「職員の人事を担当する課」や「行政管理を担当する課」が担当するというように、担当する部署が固定されていません

(スライド 35)

「後方支援」は、「サービス提供部」と「業務支援部」で構成され、ICS による役割が「情報・通信」から「資機材・物資」まで分けられて、他のスタッフ部門と同じように

それぞれに対応する班が充てられ、そこに一番ふさわしい課を当てていくようなイメージになってます。

川口市は和光市よりも全然規模が大きいので、例えば公営企業の担当課があったりするなど和光市とは機構が大きく違ってくるのですが、「事態対処」というライン部門が一番現場に近いところで活躍するという点では規模の違いに影響を受けるものではありません。

さらに重要なのが、このライン部門に関しては「災害時の現場対応は日常業務の延長線上にある」ということです。「日常業務の延長線上」という考え方で、事態対処は ICS による役割を日常的に担う部署が担当しているということになるわけです。

例えば、「環境衛生部」で災害廃棄物の対応をするといったとき、先ほどの説明(スライド 30)の中では、「机ごとに役割が決まっていて、そこに座った人がその仕事をする」というイメージを示しましたが、業務の専門性が高いので普段こういった業務をやっていない人が簡単に対応できるものではありません。

しかし、仕事を起点として、災害時に処理すべき仕事をスタートラインとして考えるときに、どういう工夫が必要か、その仕事は誰がやるべきかということを考えなければなりません。

繰り返しますが、「人がいて、そこに仕事を当てる」のではなく、「災害時にやらなければならない仕事があって、そこに人を当てる」という考え方が従来の組織体制との大きな違いであると認識していただきたいと思います。

(スライド 37)

こちらと同じように「保健・防疫部」や「要配慮者対応部」が定められています。これは事態対処、ライン部門の一部ですが、この他に「上下水道復旧部」、「土木復旧部」、「住宅復旧部」、「施設再開部」も同じように、ICS による役割が日常業務の延長線上にあるので、これらの業務を通常から担当している部署が充てられています。ここはあまり大きく普段の業務と変えてしまうとかえって混乱をきたしてしまうということで、川口市ではその辺を配慮しているようです。

(スライド 38)

川口市でも ICS を導入したからとはいえ、全ての不都合が解決されたわけではありません。ICS を導入したことによって生じてくる新たな問題みたいなものもいくつか聞いております。

例えば、先ほど紹介しました「対策立案」の中の「状況分析」というところの役割でいきますと、「情報収集整理」という班があり、ここには 7 つの課が充てられています。そしてそれぞれの課に班の同じ役割が与えられているのですかそれぞれの課の事務分掌には7課とも同じ内容が書かれています。川口市では敢えてこのように記載しているとのことなんです。

なぜこのような一見無駄にも見えるような記載をするのかというところが実はポイントなんです。

(スライド 39)

このページでお示しているとおおり、本来であれば「この班に対してはこの役割」

というように事務分掌が定められているから、「そこに従事する課はこれだけです」と 7 つの課を書けば用が足りるはずですが、敢えてそうしていません。なぜかという、今説明したように記載したとしても、班に割り振られた部署の中で割りモメを起こすからだそうです。

班に与えられた事務分掌を、ここにある 7 つの課がそれぞれに「ウチはこれをやります」、「ではウチはこれを…」というように、共通の事務分掌の中で「割り」を決めようとするのだそうです。このように「新たな割りモメ」が発生してしまう。

あるいは、7 つの課が充てられているから、どこの課がリーダーシップをとるかということで揉めてしまう。これを「頭取りの問題」と表現しますが、どこが頭(リーダーや班長)を取るんだってというようなところが新たな問題として生じているそうです。こうしたことから ICS を導入したからといって、これまでの問題が解決するというわけではなくて、このような新たな問題も生じているということです。

こういったこともきちんと説明した上で検討を進めていきたいと考えてます。

ICS の仕組みができたのは 1970 年代で、最初は消防や警察からはじまったものなので、仕組み自体は新しいものではありません。ただ、自治体の組織や業務に関しては独特の文化がありますので、事務を中心とした組織以外で始まった制度に対しては本質的な理解が難しいのではないかといったところが、川口市を視察した中で感じたところです。

川口市の担当者によると、導入の際に部長や班長を決めておけばよかったのだけれど、計画改定に伴う作業ではそこまでいけなかったそうですが、今後制度をメンテナンスしていく中でそういった役割をきちんと決めて、より機能的なものにしていくとのことでした。

(スライド 40)

次は「和光版ICSの導入に向けて」ということでご説明します。ICSを機能させるためには「責任担当期間」という仕掛けが必要です。「責任担当期間」とは、一定の期間を定めて交代しながら業務を継続することを前提として組織を動かしていくことをいいますが、これがないと災害対応の活動継続は非常に難しくなります。

(スライド 41)

これは前のスライドの図を大きくしたものです。災害対策本部の活動サイクルである「プランニングP」と呼ばれるもので、このループ状になった部分の中で任務をぐるぐる回しながら人も交代して、常にフレッシュな状態で長期間の災害対応を継続できるようにしていくという工夫です。

現行計画にはこの責任担当期間の記載がありません。これがないとどうなるかというと、災害対策本部が設置される状況というのは市内で震度 6 弱以上地震が発生した時です。このような状況ですと 1 日、2 日で帰ることができないというのは当然です。そのような中で全職員が集められて「全庁・全職員を挙げての対応」ということになります。

ところが現行計画の中には業務のサイクルと人員の交代についての定めがありません。それに、組織や人に仕事が充てられていますので、発災直後に担当する業務がない部署も当然出てくるわけです。

例えば発災直後にもものすごく忙しい部署あって、一方ですぐに取り掛かるべき仕事がない部署もあります。すぐに任務に当たらない部署が忙しく混乱している部署に「何か手伝うことはありますか?」、「なんでもやりますから言ってくださいって」と協力を申し出たとしても、忙しい部署では協力の申し出にすら対応できないという状態がほとんどだと思います。

災害フェーズでいう発災後 72 時間までの急性期ではこうしたことが起こり、組織の中が混沌としてきます。そのような中で処理すべきミッションに対する人材、人員の配置がアンバランスになってしまい、業務体制の交代もないので、結果として組織全体が短い時間で疲弊してしまうということが起こってしまいます。

(スライド 43)

川口市の事例で紹介した課題を解消するための方策を、和光市の組織に当てはめて考えた場合、ここでは一つの事務分掌に対して 2 つの課が充てられるという想定ですが、2 課間で交代の順序をあらかじめ決めておいて、責任担当期間が経過したら数字の順番で交代していくようにすれば、2 課間で分掌事務の取り合いによる抜け落ちや割りモメを防ぐことができます。

なお、資料にも記載していますが、お示しているイメージは、川口市の事例を和光市の組織に当てはめて考えた場合の例ですので、このように定めるということではありませんので誤解のないようお願いいたします。

今お示した例は 2 つの課を充てた場合のものですが、1 つの課で構成する場合は、課を A と B の 2 グループに分けて、1 課の中で勤務交代ができるようにするなどの工夫をすれば責任担当期間に基づく継続的な災害対応が可能になるというようなイメージです。再度申し上げますが今回の会議では、組織をこの形にすることについて承認をいただくのではなくて、このような考え方に基づいて検討していくことについてご承認をいただきたいということですのでご理解くださいますようお願いいたします。

(スライド 44)

こちらは「和光版 ICS の導入イメージ」です。

先行事例として紹介した川口市のものとは大分サイズが違ってきます。川口市は中核市ですし、消防もあれば、病院も保健所もありますし、職員も 2 千人以上いますから、和光市とはサイズ感が大きく異なります。ただ、本当に必要な部分をコンパクトにまとめると、和光市だったらこのぐらいのスケール感で ICS の導入が実現できるのではないかというイメージです。

最後にもう一度、ICS を導入したら現行の組織体制がどう変わるかということについて、ご説明します。現在の組織体制ですと、「組織に、人に仕事が当たっている」状態ですから、任務に関して割りモメですとか抜け落ちが起こったり、任務に当たっていない課があったりします。そういったところを、ICS を導入することによって「任務に対して人が当たる」ので、現行組織で起こる問題は解消されます。

また責任担当期間、一般的に発災直後は 12 時間程度で交代していくこととされていますが、これにより継続的な活動が可能になりますので、このような組織の形を目指して検討していくという方針についてご承認いただきたいと存じます。

	<p>また、庁内でのヒアリング等を重ねながら、機能的な組織体制を作っていきたいと考えているところですので、宜しくお願いします。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明に関しましてご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>今の説明は、和光市の災害対策本部をこういった新しい仕組みにしてはどうかということを検討するということですので、今事務局からあったとおりの形にしますというふうに決まっているわけではなく、今こういう新しい仕組みを取り入れるような方向に社会が向かっている中では、和光市もこういったものを取り入れていったらどうかというようなことを、皆さんにご意見を伺って今後検討していきたいと考えておりますので、質問とか確認事項とかがございましたらよろしくお願いたします。</p>
<p>山崎委員 (和光市民生委員児童委員協議会)</p>	<p>川口市を先行事例として紹介していただきましたが、その他の市で、例えば同じような人口規模で取り入れている事例はありますか。</p> <p>川口市は中核市ですから活動の規模が違いますので、もっと広く先行事例を拾い上げていただくと、すごくしっくりくるところがあるのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほど少し触れましたが、川口市以外でこの形にまで作りこんでいる自治体はまだありません。全ての自治体を調べることはできませんが、我々の調べられる範囲で具体的に計画に落とし込んでいる自治体は川口市だけのようです。</p> <p>ただ、地域防災計画の中で、「災害対策本部の機能化を図るために、今後ICSによる組織を検討しましょう」とか「目指しましょう」という趣旨の記載をしているところはいくつかありますが、それでも数は少ないです。</p> <p>ICSの考え方そのものは決して新しいものはありませんが、自治体の災害対策本部の組織の中に取り入れていくというところはまだ進んでないようです。</p>
<p>山崎委員</p>	<p>任務に対して人があたるということで理解できました。和光市の規模でもこのような仕組みが作られるのは心強いです。これを皆さんで検討するのはいいことだと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。</p>
<p>平川委員</p>	<p>考え方について教えてください。</p> <p>今後、この和光版 ICS を導入することを検討していくという中で、「保健師の役割」みたいなのはどのように考えればいいのでしょうか。そのあたりのイメージや考え方について教えていただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>今ご質問いただいた部分については、まさにこの方針についてご承認をいただいた後に、どのようにしていくかを考えていくこととなります。</p>

	<p>例えば、現在「統括保険制度」について検討がなされているようですが、現有の保健師のマンパワーをどう活用していくのかということについては考え方が色々あると思います。</p> <p>今までの組織体制でしたら「保健師さんにはこれをやってもらいましょう」みたいな形で災害対応の事務分掌をお願いすることになりますが、その場合、そこで受け持ち切れなかった、あるいは渡しきれなかった仕事を誰が拾うかという問題も出てきます。</p> <p>ICSによって保健師の配置がどうなるかということであれば、川口市の例でいうと「保健・防疫部」の中の仕事が該当すると思います。保健師が活躍できる場としては一番近いということ。</p> <p>まず仕事があって、その仕事ができるのは誰か？と考え、一番ふさわしい人を充てるという考え方が和光版ICSです。</p> <p>「保健師だからこの仕事をする」という考え方ではなく、「この仕事には保健師がふさわしい」という発想です。ただ、現在保健師は分散配置されていて、今後どのように検討されていくのかわかりませんが、統括保健師制度ができたときには、配置された部署を超えて一つの専門職の集団としてICSの役割や班に従事していくと行くことも考えられると思いますので、実際の議論の中で検討していくことになるかと思います。</p>
平川委員	ICSの導入を踏まえた上で検討していくという方向性なんでしょうか。
事務局	<p>現行の組織体制をより機能化させていくためにICSの概念を導入していきましようということです。</p> <p>ICSを導入するのか、しないかということできくと、仮にICSを導入しないのであれば、現行の組織体制のまま行くしかありません。しかし、ICSの導入については、現行組織のデメリットをカバーできる方法としてご提案するものであることをご理解いただきたいと思います。</p>
会長	ほかにありませんか。
高橋委員	<p>上下水道部長の高橋です。</p> <p>確認ですが、これまでの説明は「この仕事はこの課だ」とやっていたものを「この仕事をやるにはこれだけの技術が必要だから人を充てる」という形、つまり(平時の)課の仕事から災害時の仕事をあてるという形から、「まず仕事があって、その仕事を受け持つのにふさわしい人を充てる」形に変えて、漏れをなくしていこうということですね。</p> <p>では民間企業でこのICSを導入している事例はあるのか、あるとしたらどのような形で運用しているかという事例を把握していますか。</p>
事務局	民間事業者の緊急時の組織体制がどのような形になっているかということにつ

	<p>いては、私たちも調べきれていないのですが、緊急時体制の作りが一緒だったとしても、民間事業者と行政機関では違う部分もあると思います。</p> <p>この防災会議にお集まりいただいている委員の皆さんは、災害対策基本法に基づく指定公共機関としての民間事業者さんなので、「指定公共機関としてこのような運用をしている」というような事例を紹介いただけましたらありがたいのですが。</p>
<p>会長</p>	<p>(挙手あり)</p> <p>お願いします。</p>
<p>高橋代理者 (霜鳥委員代理)</p>	<p>NTT 東日本の高橋です。</p> <p>インフラ事業者として、我々も似たような仕組みに既になっています。ビブスを着て班ごとに分けて、どのように復旧するかという訓練を半年に一回行っています。</p> <p>このような考え方で進めていくことについて、私は賛成です。</p> <p>(川口市の事例では)分担する中で班長を決めていないということがありましたが、災害時は意思決定のフローをしっかりと決めておく必要がありますので、班長は決めておいた方がよいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>(挙手あり)</p> <p>どうぞ。</p>
<p>金田委員</p>	<p>東京電力パワーグリッドの金田です。</p> <p>我々も同じように災害が発生した時のための体制を整えていて、必要なスキルを持った方をまとめてグループだったり班を決めて、誰が何をやるかということを事前に決めています。</p> <p>災害時には指揮命令系統がはっきりしていないと、いつ何をやらうらいいか、何をやるべきかということがわからないという状況が発生しますので、班長やリーダーは決めておくべきだと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>(挙手あり)</p> <p>お願いします。</p>
<p>真中委員</p>	<p>東京ガスの真中です。</p> <p>役割分担に関しましては、震度5で全社員が招集されることになっていますが、BCP により被害の大きい事業では通常どおり業務をすることになるので、緊急、特殊な業務にどれだけ人を配置できるかを判断して行うことになっています。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>貴重なお話を伺うことができました。私たち行政の間では意見交換の機会というのはあるのですが、民間の方に取組の事例について質問したりご意見を伺う機会はありませんので、お話を伺うことができたことはよかったですと思います。</p>

<p>石川委員</p>	<p>このような取組を民間事業者さんが率先して取り組まれていることがよくわかりましたので、こういったご意見を伺うようなことも今後進めていければと思います。</p> <p>ほかにご意見はございますでしょうか。</p> <p>教育長の石川です。</p> <p>現行組織での「抜け」を何とか解消しようというような新たな考え方というのは非常に大事ななと思います。</p> <p>しかし、自治体の先行事例が少ないというところが非常に気になっています。</p> <p>本市のような規模感で、運用できるかどうかという事例がない中で、(ICS を)導入する・しないという判断は難しいのではないかというのが正直なところです。</p> <p>民間事業者の皆さんにもお話しいただきましたが、規模感的なものも含めた資料を出していただけるとありがたいです。</p> <p>こういう仕組みを入れるとした場合には、組織の規模は影響するのか、あるいは一定程度以上の規模がなければ難しいのか、そのあたりはいかがですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ICS は標準化されたシステムですので、仕組みそのものは組織規模に影響されることはありません。</p> <p>一般的に人が管理できる人数には限界があります。これを「管理の限界」、「スパン・オブ・コントロール」などといいますが、1人のリーダーが管理する、あるいは報告を受けることができる人数は5人程度といわれています。これを最小単位として積み上げていけばよいので、組織規模が大きくなったとしても最小単位は変わらず階層が増えるだけです。組織の規模が大きくなったとしても影響はありません。</p> <p>ICS の導入に関して、川口市のように中核市で約2千人の職員がいる組織の中での合意形成に係る時間に比べると、和光市のように職員数 400 人から 500 人くらいの小さな組織ならば合意形成に係る時間は少なくすむと思われます。ただ、川口市では内部の合意形成に2年近くかかっていますが、和光市は規模が小さいのでその半分で済みますというような単純な話にはなりません。少なくともICSの導入に関しては組織規模がシステムの機能に影響することはなりません。</p>
<p>会長</p>	<p>他にごございますでしょうか。</p> <p>今、事務局の方から組織の規模には影響を受けないという説明がありましたが、実際に民間で導入されている企業は大きいところが多いですし、自治体での導入事例は川口市だけだということ、和光市の人口は8万5千人でちょっと不安だということもあるかと思しますので、そういったことも含めて、改めて検証をしながら進めていきたいと思えます。</p> <p>他にご意見等がないようでしたら、災害対策本部の組織再編成についてはこの方針で検討を進めることとしますがよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
会長	<p>それでは、災害対策本部の組織再編成につきましてはご意見、ご質問いただいた事項を踏まえまして検討を進めてまいります。</p> <p>次に進みます。</p> <p>「令和7年度改定スケジュール(案)」について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは今後のスケジュールについてご説明します。</p> <p>お示しておりますのは現段階で想定されてるスケジュールですので、当然今後の変更等もあろうかと思えます。</p> <p>本日の防災会議において改定作業の方針についてはご承認いただきましたので、この方針に沿ってこれから2か月から3か月かけて計画各編の記載事項のダウンサイジング(刈り込み)作業を進めながら、ICSによる災害対策本部組織の検討をしていきます。</p> <p>この中で、できれば民間企業の取組についても研究させていただきたいと考えておりますので、ぜひよろしくをお願いします。</p> <p>その後は、改定作業の中で庁内の関係課とのヒアリングですとか、制度、法律、国や県の計画とも整合をとりながら情報のアップデート作業を進めながら、1月に予定している会議の前の段階で資料をお示して、ご意見をまとめていただけるように、また、適時に進捗状況をお知らせできるようにスケジュールと作業の進行を工夫していきたいと考えています。</p> <p>そして1月に第2回防災会議を開きまして、改定案が確定した段階で市民意見募集を実施し、3月中頃までに市長決裁を得て計画各編の改定を終了するような運びを考えております。</p>
会長	<p>ただいまの説明に関しましてご質問等があればお願いします。</p>
平川委員	<p>改定作業のイメージの中で論点抽出の説明がありまして、朝霞地区医師会和光支部から医師が自動参集するという論点が示されて、これが改定作業の中に入ってくるのではないかと思います。現在防災会議のメンバーの中には医療関係者が入っていません。医療に関する論点に関する意見聴取や調整はどのようにしていくのでしょうか？</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり、計画やマニュアルの改定に関する議論の中では医療に関して重要なものも多い中、現在医師会などの医療関係の方が防災会議のメンバーには入っていない状況です。</p> <p>それともう1点、災害時に最前線で災害対応に当たっていただく自衛隊の方も入っていません。</p>

会長	<p>こうしたことを踏まえると、第2回防災会議にお諮りすることになろうかと思いますが、防災会議条例を改正して、メンバーの中に医師あるいは三師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会)の代表の方や、自衛隊の方が委員に加わることで、よりリアリティのある議論ができればのものと考えております。</p> <p>改定スケジュールについては、今回これだけの内容を資料をご覧ください、11月までにヒアリングや論点整理を行うとなると、作業ボリュームや別途委員の皆様からご質問やご意見をお受けすること等も考えますと、これはあくまで希望的なスケジュール案ですので変更の可能性もありますが、できればこのくらいのスピード感で進めていきたいと思っています。</p> <p>皆さんもこの後でご意見やご質問があるかと思しますので、その際は事務局にお寄せください。</p> <p>それではスケジュールに関しまして他にご質問等がありますでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>ご質問等がないようですので、このスケジュールで進めることとします。 以上で本日予定していた議事は終了しました。</p> <p>続きまして、議題の「その他」として、事務局から何かありますか？</p>
事務局	<p>それでは、先ほどの説明の中で少し触れましたが、資料2についてご説明します。 資料の1枚目は今年5月の埼玉県地域防災計画の修正概要ですが、この中で市町村が取り組むべき部分については計画の中に反映させてまいります。</p> <p>続く2枚目は、災害対策基本法等の改正の概要です。</p> <p>この中ではいくつか特徴的なものが紹介されていますが、災害対策基本法「等」の改正として関連する法律が同時に改正されているものですので、水道法等の改正といった技術的なものも含まれています。</p> <p>ここでは改正された災害対策基本法のうち、市町村の地域防災計画に関わる事項についていくつかご紹介したいと思います。</p> <p>初めに「災害の定義」について、今回の改正により自然災害、異常な自然現象の例示に「地盤の液状化」が含まれることになりました。</p> <p>次に、「災害に関する基本理念」に関するところで、「復興に関する事前準備の取組」が位置付けられました。市町村では基本理念を踏まえ、復興マニュアルの検討・策定や訓練等の実施等、復興に係る取組を積極的に取り組むことが望ましいと示されています。</p> <p>また、最近では能登半島地震の影響もあり、トイレカーやトイレトレーラーが話題に上ることが多くなりましたが、国ではトイレカー等の災害対応車両の登録制度を整備することとしており、市町村はこれらを利活用してトイレや宿泊場所を確保する等に留意するよう示されています。</p>

会長	<p>このほか、国が今年4月に「新物資システム」の運用を開始しましたが、地方公共団体は、拠点ごとの備蓄物資の品目・数量、物資拠点の情報を最新のものに更新して登録するという、つまり「備蓄物資の公表」を求められることになります。</p> <p>これらの法改正に伴う変更等につきましては、必要な部分についてきちんと計画の改定作業の中で落とし込んでまいります。</p> <p>今の事務局の説明に関しまして何かご質問等があればお伺いします。</p> <p>(発言なし)</p>
会長	<p>特にないようですので、事務局から事務連絡等をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務連絡)</p>
会長	<p>それでは以上で和光市防災会議を終了します。</p> <p>ご出席くださいました委員の皆様、ありがとうございました。</p>